

水利使用に係る適正性の確認体制および
河川法令の遵守意識徹底のための取組実施計画
に関する報告書

(国土交通省 関東地方整備局)

平成19年6月18日

東京電力株式会社

目 次

1	目的	1
2	検討体制	1
3	命令書（再発防止策）に基づく報告	3
3.1	水利使用に係る適正性の確認体制	3
3.2	平成 19 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画	8

1 目的

本報告書は、国土交通省関東地方整備局から当社あてに発出された命令書に係る報告徴収命令（平成 19 年 5 月 16 日付）に基づき、「国関整水第 25 号の 4 の命令書（再発防止策）の別紙の 1 および 2」について同地方整備局に報告するものである。命令書の内容は以下のとおり。

【命令書の別紙】

1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

河川法令上の必要な手続きが適正に行われているか否か、報告するデータの内容が適正なものであるか否かを含め、適正な水利使用が行われていることを確認するため、組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任の所在が明確となる体制を 1 箇月以内に構築し、報告

2 河川法令の遵守意識の徹底

社員研修の実施、社内規定に整備等の取組、本店等における現場の状況把握を始め、河川法令遵守意識の徹底のための対策を講じること。

これに際し、平成 19 年度における河川法令の遵守意識の徹底のための取組実施計画について、1 箇月以内に策定し、報告

2 検討体制

水力発電所の法令手続き等に関する複数の不適切事例に対応するため、常設のリスク管理委員会（委員長：社長 勝俣恒久）の下に、発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（部会長：副社長 築館勝利、以下対策部会）を設置した（メンバーは表-1 参照）。

本報告書原案については、本年 6 月 7 日に開催した本対策部会において、全般的な妥当性について検討を行い、6 月 12 日の経営会議において承認された。

表-1 対策部会メンバー

発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会

部会長	: 取締役副社長	築館 勝利
副部会長	: 取締役副社長	林 喬
	取締役副社長	清水 正孝
	常務取締役	武黒 一郎
	常務取締役	中村 秋夫
	常務取締役	猪野 博行
メンバー	: 執行役員用地部長	船津 睦夫
	執行役員品質・安全監査部長	市東 利一
	執行役員企画部長	西澤 俊夫
	執行役員総務部長	工藤 健二
	技術部長	高橋 明
	広報部長	石崎 芳行
	関連事業部長	志村 邦彦
	工務部長	武部 俊郎
	火力部長	相澤 善吾
	建設部長	前原 雅幸
	原子力運営管理部長	小森 明生
	原子力品質監査部長	手島 康博
アドバイザー	: 弁護士	岩淵 正紀 氏

(平成 19 年 6 月 18 日現在)

3 命令書（再発防止策）に基づく報告

3.1 水利使用に係る適正性の確認体制

（１）基本的な考え方

今回のデータ改ざん、手続き不備に関する一連の調査において、データ改ざん等が行われていたことが明らかになった事案、手続き不備の事案を整理すると、改ざんが行われ、それが継続した体制面での原因、および手続き不備が発生した体制面での原因として次の点が挙げられる。

ダム計測管理業務は少数の人間で完結する業務であったうえに、その処理にあたって組織だった管理体制や指導體制、チェック体制がなく、多少の数値操作など誤った処理をしても歯止めがかかる仕組みがなく、発見されにくい状況であったこと
申請手続きにおいては、これまでは工事実施部署が独自に申請要否の判断を行っており、法令に基づく適正な申請が行われているか否かをチェックするという視点が欠けていたこと

このため、法令に基づく適正な申請や報告データについてチェックする仕組みを加え、組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任が明確となる体制を構築する。

（２）責任および確認体制

以下の体制で水利使用の適正な管理を実施する。

工事実施部署責任者（支店・電力所工事実施部署グループマネージャー、制御所・総合制御所工事実施部署グループマネージャー）

- ・工事の計画・実施の責任者

工事実施部署（支店・電力所工事実施部署、制御所・総合制御所工事担当部署）

- ・工事の計画および実施
- ・工事に係る河川法の許可申請書類の作成

設備管理部署責任者（制御所・総合制御所土木担当部署グループマネージャー）

- ・ダムの安全性確認・評価全般の責任者
- ・官庁報告の責任者
- ・取水量管理、ダム操作の責任者
- ・その他、水利使用全般の責任者

設備管理部署（制御所・総合制御所土木担当部署）

- ・ダムの安全性確認・評価
- ・官庁報告
- ・取水量管理、ダム操作
- ・その他、水利使用全般業務の実施

ダム管理総括責任者（支店・電力所土木担当部署グループマネージャー）

- ・河川法に係る工事について、技術基準の適合性をチェック
- ・制御所・総合制御所で実施した計測およびデータ分析結果について、支店・電力所検討会を開催し、安全性を確認、総括的に管理
- ・ダム・貯水池等に関する官庁報告資料をチェック

申請担当部署責任者（支店・電力所、支社申請担当部署グループマネージャー）

- ・河川法に係る工事申請の責任者

申請担当部署（支店・電力所、支社申請担当部署）

- ・河川法に係る工事申請の要否をチェック
- ・河川法に係る工事申請手続きを実施

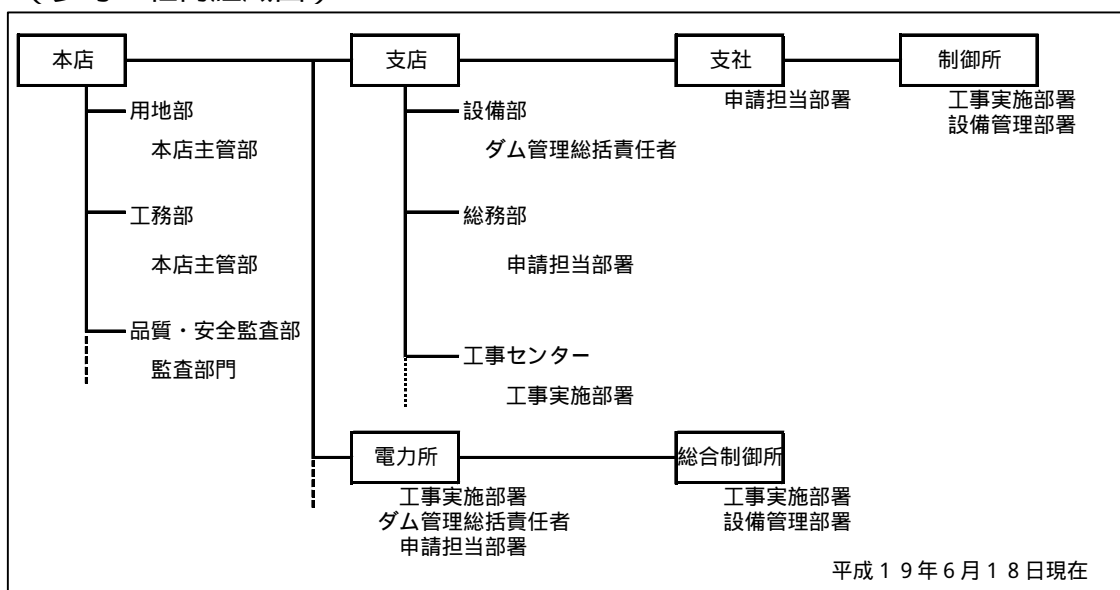
本店主管部（本店工務部工務土木グループ、水力発電グループ、用地部水利・尾瀬グループ）

- ・ダム安全性評価に係る全社的課題の解決、水平展開を実施
- ・特定ダムの計測評価結果について、土木保守管理委員会を開催し、安全性を確認
- ・工事申請手続き実施に関するチェック状況を確認
- ・官庁報告に関するチェック状況を確認

監査部門（品質・安全監査部保安監理グループ）

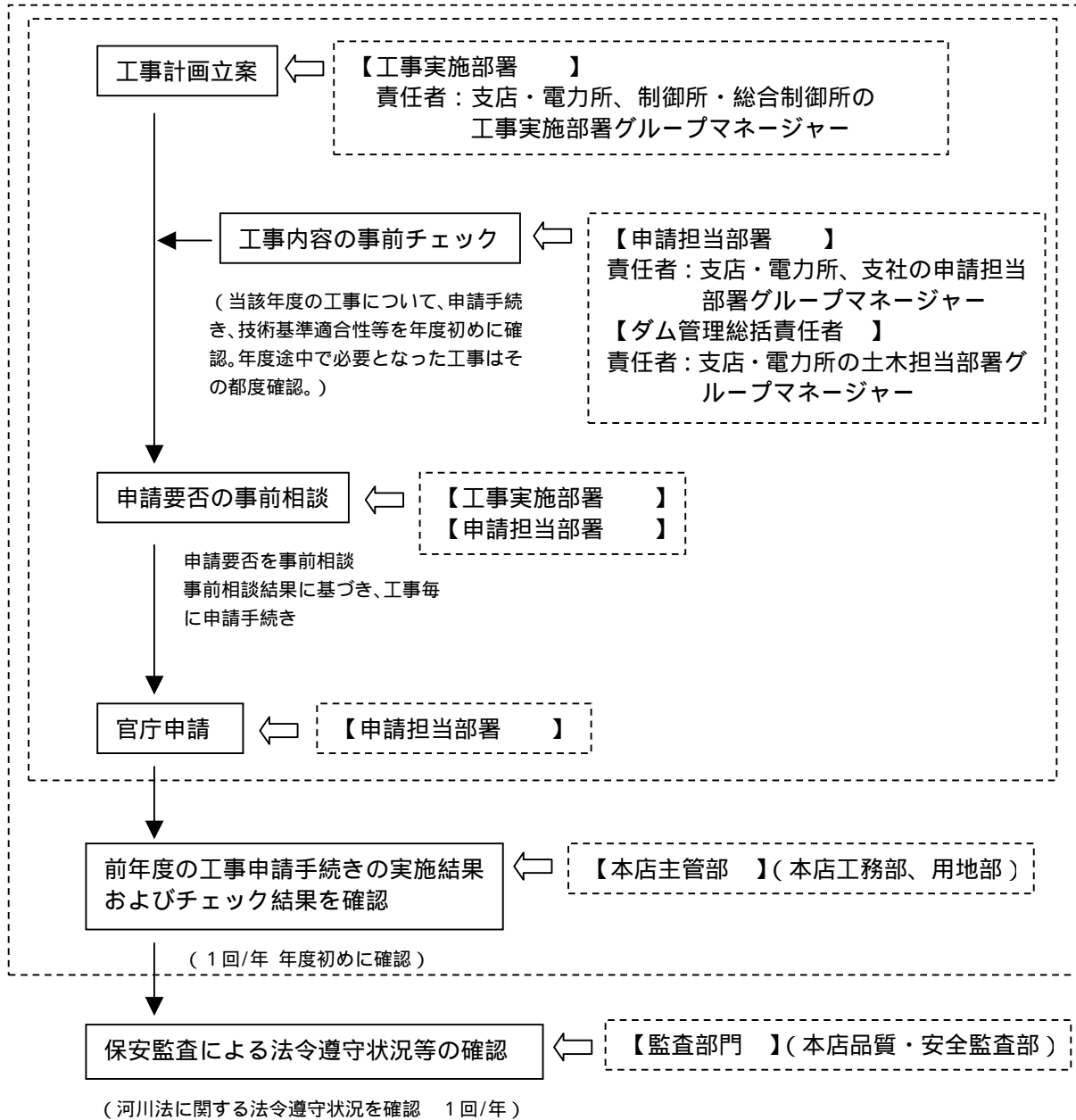
- ・保安監査により河川法に関する法令遵守状況等を確認

（参考：社内組織図）

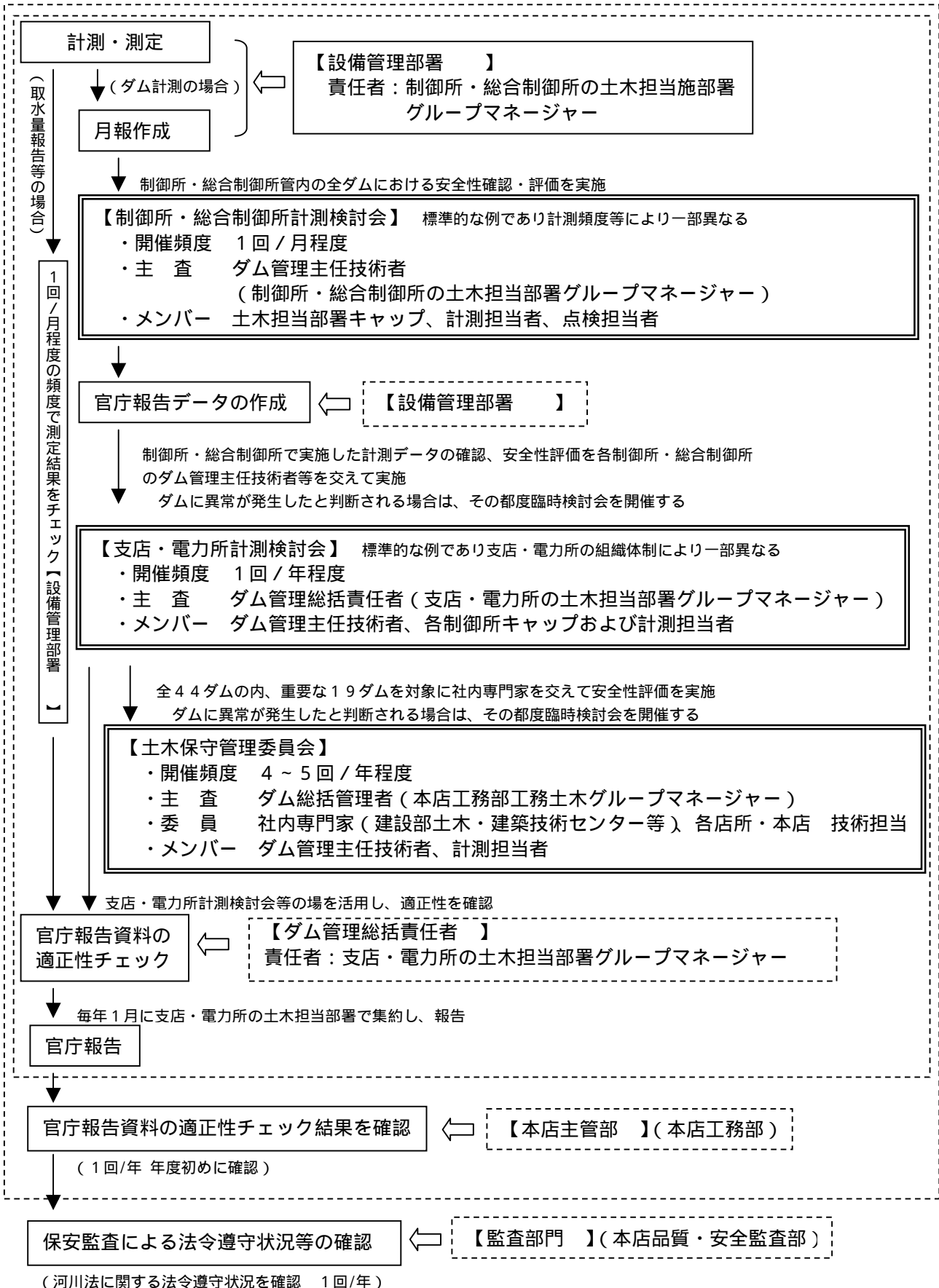


適正性の確認体制

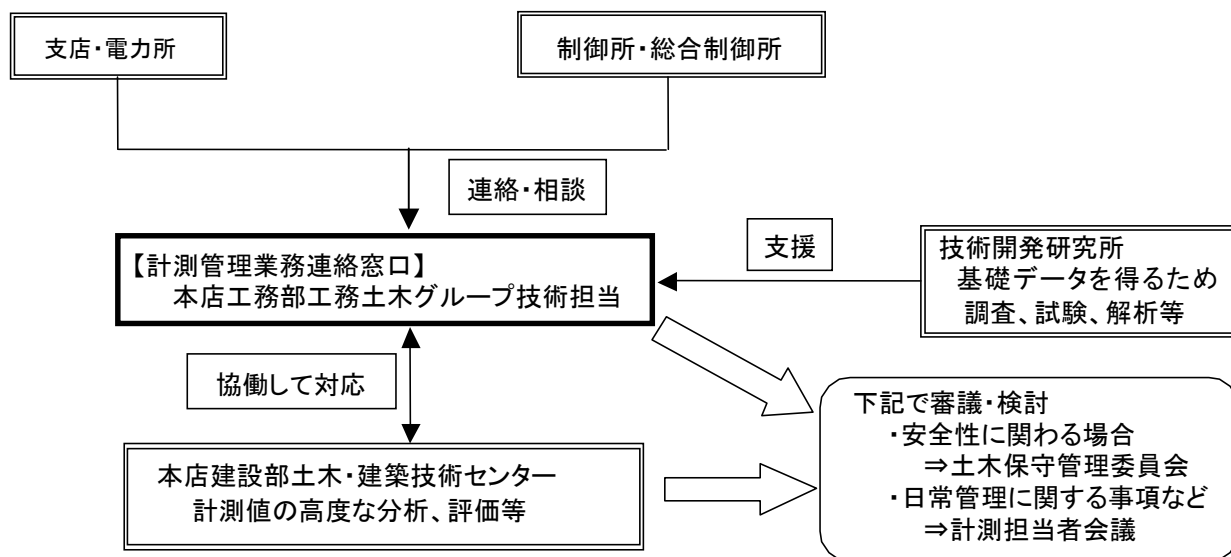
【工事実施】



【ダム計測、取水量等に係る報告】



(参考：ダム計測管理業務に関するサポート体制)



- 【計測担当者会議】**
- ・開催頻度 1回/年以上
 - ・幹事 本店工務部工務土木グループ技術担当
 - ・メンバー 各店所ダム管理技術担当、計測担当者、点検担当者
 - ・内容 計測管理業務の課題に関する情報交換
業務改善、手引きの改定の要否等に関する相互チェック ほか

3.2 平成 19 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画

(1) 基本的な考え方

当社はこれまで「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指して企業倫理・法令遵守、安全確保・品質管理の徹底、情報公開に取り組んできたが、今回の不適切な取扱い事例の原因について整理すると、河川法令等を正確に理解していなかったこと、仕事の拠りどころである規定・マニュアルに足りない部分があったこと、第一線職場が悩み事や課題などを抱え込んでしまったことなどが挙げられる。

このため、河川法令等に関する社員研修の実施、規定・マニュアルなど社内規定の整備等の取組み、本店等における現場の状況把握の 3 点を的確に実施し、河川法令遵守意識を徹底させるための取組実施計画を推進する。

(2) 計画内容

「河川法」及び「技術者倫理」に関する社員研修の実施

河川法令等を正確に理解して適切に業務を遂行するため、また、技術者倫理をより定着させるため、平成 19 年度の社員研修について次の通り計画し実施する。

【河川法の研修】

a. 実施時期

平成 19 年 8 月、9 月

b. 研修内容

河川法条項のうち主に学ぶもの

- ・第 6 条（河川区域）
- ・第 23 条（流水の占用の許可）
- ・第 24 条（土地の占用の許可）
- ・第 25 条（土石等の採取の許可）
- ・第 26 条（工作物の新築等の許可）
- ・第 55 条（河川保全区域における行為の制限）

水利使用規則のうち主に学ぶもの

- ・取水量の測定等
- ・工作物等の設計の変更等の承認

河川法に係る技術基準のうち主に学ぶもの

- ・河川管理施設等構造令等

c. 研修形式

各店所の会議室等における集合研修とする。

受講対象者は、上記実施時期の 2 回のうち、必ず一度は受講する。

d. 受講対象者

水力系職場の工事担当部署において、部下を指導しかつ業務の中核的立場の社員

申請担当部署全員

受講を希望する者

e. 講師

各店所の申請担当部署、工事担当部署の管理職または中核的立場の社員

【河川法の講師を育成する研修】

- a．実施時期
平成 19 年 7 月
- b．研修内容
河川法と河川法関係法令、水利使用規則、河川管理施設等構造令等
- c．研修形式
本店における集合研修
- d．受講対象者
各店所の申請担当部署、工事担当部署の管理職または中核的立場の社員
- e．講師
本店主管部の社員
なお、講師育成の過程においては国土交通省職員から直接ご指導をいただくようお願いをする。

【技術者倫理研修】

- a．実施時期
平成 19 年 8 月
- b．研修内容
安全最優先、法令・保安規程等の遵守
- c．研修形式
e ラーニング
- d．受講対象者
設備部門全員

社内規定の整備等の取組

河川法申請要否の確認体制や計測データのチェック体制、それらの業務フローなどについてマニュアルに反映し、業務の標準化を推進していく。

- a．制改定マニュアル
 - ・水利業務マニュアル
 - ・水力発電所および変電所工事運用マニュアル
 - ・主任技術者マニュアル
 - ・ダム計測管理マニュアル
- b．実施時期
平成 19 年 6 月までに実施する。

本店等における現場の状況把握

本店主管部は、河川法を遵守して適正に業務を遂行しているか、また、河川法令研修の実施状況等について確認し、業務に関する支援・調整・指導を行う。

- a．申請手続きの適正性等の確認
申請手続きやデータ計測の業務が法令等に基づき適正に行われているか、

またそれをチェックしているかを確認する。

前年度の工事申請手続きの実施結果およびチェック結果を確認する。

[年度初め]

官庁報告資料の適正性チェック結果を確認する。 [年度初め]

b . 河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の事例収集

河川管理者と行った申請要否等の事前協議の結果や指示・指導等の実績を収集し、社内関係箇所の情報として共有するためのデータベースを活用していく（データベースは平成 19 年 5 月構築済み）。

データの追加は随時行う。

c . 河川法令研修の実施状況の確認

研修内容、受講人数等を確認する。 [年度初め]

研修受講者に対してアンケートを実施し、次回以降の研修に役立てる。

d . 第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化

本店主管部門は、個人・職場が悩みや課題を抱え込まないように、その悩みや課題を聴取し、解決のための支援・指導を行う。

不適切事例に関する第一線職場との意見交換を行うため、店所巡回キャンペーンを実施する。 [平成 19 年 6 月～9 月]

法令に関する相談窓口として「法律相談受付ライン（ヘルプライン）」を設置する。 [平成 19 年 7 月]

ダム計測業務に関する技術的課題や法令等の解釈について相談する窓口を設置する。 [平成 19 年 6 月]

以 上